

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学寄附金等取扱規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第43号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における寄附の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 寄附金 次に掲げる目的のために寄附される現金、預金及び有価証券であって、理事長が受入れを決定したものをいう。

ア 学術研究の奨励

イ 教育の奨励

ウ 社会貢献事業の推進

エ その他大学の事業の推進又は運営

(2) 寄附財産 前号に定める寄附金以外の財産

(寄附金の使途)

**第3条** 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

(受入条件)

**第4条** 理事長は、次の各号に掲げる条件が付された寄附金及び寄附財産（以下「寄附金等」という。）は、受け入れることができない。

(1) 寄附金により取得した財産又は寄附財産を無償又は著しく少額の対価で寄附者に譲与又は貸与すること。

(2) 寄附金等を使用した学術研究の結果得られた特許権、著作権、商標権及び実用新案権その他これらに準ずる権利又は研究成果物を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。

(3) 寄附金等の使用について、寄附者が検査を行うこと。

(4) 寄附の申込み後、寄附者が寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、寄附金等を受け入れることが不適切であると理事長が認める条件

(申込み)

**第5条** 寄附の申込みをしようとする者は、寄附金申込書（様式第1号）により、又は理事長が定める他の方法により理事長に申し込むものとする。

(職務に関連する寄附の個人受領の禁止)

**第6条** 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、大学における職務に関して寄附金等の申込みを受けたときは、当該寄附金等は法人への寄附として処理しなければならない。

2 役職員は、自らの申請により、民間団体から助成を受けた場合であっても、当該助成

が、役職員の大学における職務に関するものであるときは、これを法人に寄附しなければならない。

(受入れの決定)

**第7条** 理事長は、寄附の申込みがあった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の受入れを決定したときは、原則として、寄附の申込みをした者に対し、その旨を寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するとともに、寄附に必要な書類を送付するものとする。ただし、別に定める場合には、書面による通知及び書類の送付を省略することができるものとする。

(領収書等の発行)

**第8条** 理事長は、寄附金等を受領したときは、原則として、寄附者に領収書又は受領書を発行するものとする。ただし、別に定める場合には、領収書又は受領書の発行を省略することができるものとする。

(使途の変更等)

**第9条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、寄附金等の使途等を変更することができる。

- (1) 寄附の目的が達せられ、他の使途に使用しようとする場合
- (2) 担当役職員が指定されている場合において、当該指定を変更する場合
- (3) 寄附金等の使途を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

2 理事長は、寄附金等を受けて教育研究を行う役職員が他の法人又は団体へ転出する場合で当該役職員から申出があったときは、転出先の法人又は団体へ寄附金等を寄附することができる。

3 前項の申出をしようとする役職員は、寄附者及び所属長の同意を得た上で申出をするものとする。

(管理経費)

**第10条** 寄附金には、管理経費を含むものとし、管理経費は寄附金の5%に相当する額とする。

(補則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

**附 則** (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

寄附者 住 所 (〒 )

氏 名 印  
(法人にあつては、法人名および職・氏名)

### 寄附金申込書

下記のとおり寄附を申し込みます。

#### 記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的 (いずれかに☑)
  - 沖縄県立芸術大学 ( ) 学部 ( ) 学科の学術研究を奨励するため
  - 沖縄県立芸術大学の教育、研究の充実のため
  - 沖縄県立芸術大学の社会連携活動に要する経費に充てるため
  - 沖縄県立芸術大学の国際交流活動に要する経費に充てるため
  - 沖縄県立芸術大学の運営に要する経費に充てるため
  - その他 ( )
- 3 寄附条件 なし
- 4 担当者連絡先 (納入依頼文書等送付先)
  - 所在地: (〒 )
  - 所属:
  - 氏名:
  - 電話番号:
  - E-mail:

#### 備考

(学術研究に対する寄附金の場合) 特に奨励を希望する教員の所属・氏名

所属:  
氏名:

沖芸大第 号  
年 月 日

殿

公立大学法人沖縄県立芸術大学  
理事長

寄附金受入受諾書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、沖縄県立芸術大学の教育、研究等の奨励等のために役立たせていただきたいと思います。

つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

1 寄附金額 金 円

2 納入方法 本法人の預金口座への振り込み

(振込口座)

〇〇銀行〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇

(口座名)

公立大学法人沖縄県立芸術大学 〇〇〇〇

※なお、大変恐れ入りますが振込手数料をご負担いただきますようお願い申し上げます